## T\＆M労務通信 <br> 2015

発行所 社会保険労務士法人 T\＆M
〒462－0844 名古屋市北区清水5－9－5
TEL：052－990－8877 FAX：052－918－7877
http：／／www．sr－tm．jp E－mail ：info＠sr－tm．jp
社会保倹労務士 山口 眞

業務内容


#### Abstract

就業規則•賃金規程•退職金規程・パート就業規則•啒託規程労働時間管理•残業削滅コンサル・サービス残業対策各種労使協定等の作成•届出 助成金の支給申請嘱託最適任金提案・メンタルヘルス対策•社長の在職老齡全額受給健保•厚年•雇用•労災の手続 ASP給与計算（低価格）


## CONTENTS

## page

厚生労働省が基準を決定
ブラック企業，指導段階で企業名公表
2 特集 7 つのメニューで実践！
パワハラ対策導入マニュアル
4 TOPICS
－ストレスチェック実施マニュアル，個人情報の取り扱いは？
－パート・アルバイト時給調査
三大都市圏で 22 力月連続の前年同月比プラス

備えよう！マイナンバー
会社は何をしなければならない？
すつきりわかる。雇用保険
育児休業給付の申請，
期限に遅れたらもう支給されない？
助成金を活用しましょう
キャリアアップ助成金が拡充されました
正しく知ろう労働時間
フレックスタイム制でよくある誤解
労務ひとこと
マタハラの是正指導強化，企業名公表を徹底

## 生労雔省が基準を決定

## ブラツク企業，指導段階で企業名公表

若者を大量に採用して長時間労働や パワハラをおこなった末に使い捨てる「ブラック企業」が社会問題となって います。厚生労働省は5月18日，社会的な影響力の大きい大企業が違法な長時間労働を繰り返しおこなっている場合には，企業名の公表をおこなうこ とを決めました。

## 大企業が対象だが．．．

これまで，労働基準法等の違反が あった場合は，まず是正指導をおこな い，従わない場合に書類送検，企業名公表という流れになっていました。

5月18日以降は，書類送検を待た ず，是正指導の段階であっても右のよ うな基準を満たせば企業名公表をおこ なうとしています。

今回の企業名公表は大企業だけが対

象となっていますが，中小企業に対す る監督指導も厳しくおこなわれている ため，中小には関係 ないと安心していて はいけません。

国は過重労働撲滅 に対して本腰を入れ て取り組んでいま す。長時間労働のあ る企業は早急に見直 しが必要でしょう。 また， 36 協定で定 めた時間を超えて労働させていないかな


ど，その長時間労働が「違法」になっ ていないか点検が必要でしょう。

1．「社会的に影響力の大きい企業」において
複数の都道府県に事業場があり「中小企業者＊」 に該当しない企業。
※サービス業：従業員数 100 人以下または資本金 5,000万円以下，小売業： 50 人以下または 5,000 万円以下，卸売業：100 人以下または 1 億円以下，製造業・そ の他の業種：300人以下または 3 億円以下

2．「違法な長時間労働」が
（1）労働時間，休日，割増賃金に係る労働基準法違反が認められ，かつ，（2）1 カ月あたりの時間外•休日労働時間が 100 時間を超えていること。

3．「相当数の労働者」に認められ，
1 力所の事業場において， 10 人以上の労働者ま たはその事業場の4分の1以上の労働者におい て，「違法な長時間労動」が認められること。

4．このような実態が
「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」
概ね 1 年程度の期間に 3 力所以上の事業場で「違法な長時間労働」が認められること。

## 特 集 7つのメニューで実践！ パワハラ対策導入マニュアル



近年，職場のパワハラが大きな問題となっていますが，取り組みが遅れている企業もまだ多いようです。「どのように取り組めばよいのかわからない」「パワハラ対策をすると上司が部下の指導をしづらくなるのではないか」といった声も聞かれます。こうした中，厚生労働省から「パワハラ対策導入マニュアル」が公表されました。簡単にご紹介しましょう。

## パワハラの現状と企業への影響

近年，労働局や監督署へパワハラの相談が増えています。平成 24 年に厚生労働省が実施した実態調査による と，過去 3 年以内にパワハラの相談 を受けた企業は 32.0 \％，パワハラを受けたことがある人は $25.3 \%$ でした。

職場はわたしたちが人生の中で多く の時間を過ごす場所です。そこでパワ ハラを受けることにより，仕事への意欲をなくしたり，生きる希望を失うこ とさえあるのです。

パワハラがある職場では，周囲の人 たちも仕事への意欲が低下します。パ ワハラ行為をした側も，懲戒処分や訴訟のリスクを抱え，自分の居場所を失 うことになります。企業にとっては業績悪化や人材の損失，裁判で使用者責任を問われるリスク，企業イメージの低下など，計り知れない悪影響があり ます。ですから今，パワハラ予防に向 けた取り組みが求められているので す。

## 予防対策のポイント

パワハラが起きる背景には，企業間競争の激化による従業員への圧力の高 まり，職場内のコミュニケーションの希薄化，上司のマネジメントスキルの低下などさまざまな要因が考えられま す。

「うちの会社では社員からパワハラ

の相談が持ち込まれたことなどない」 といって安心していてはいけません。 パワハラは，いったん発生すると，そ の解決に時間と労力を要します。まず は問題が発生しないように予防対策を講じることが重要です。

ここから，パワハラ対策の基本的な 7 つの取組メニューを紹介します。下図は 7 つすべてを 6 力月で実施する場合のスケジュール例です。このとおり ではなくても，職場の実情に即した形 で，できることから始めていくのが良 いでしょう。

## （1）トップのメッセージ

「職場のパワハラはなくすべきもの である」という方針をトップのメッ セージとして打ち出しましょう。組織 の方針が明確になれば，パワハラを受 けた人やその周囲の人たちも発言がし やすくなり，取り組みの効果が期待で きるからです。

図表1：取組スケジュール例


ナー」に「アンケート実施マニュアル」 があります。アンケートのひな形も掲載されています。

あかるい職場応援団
http：／／www．no－pawahara．mhlw．go．jp

## （4）教育する

予防対策の中で最も一般的で効果が大きい方法が，研修の実施です。研修 はできるだけ全員に受講させ，定期的 に繰り返して実施するのが効果的で す。

外部の講師に依頼するなどして，管理職と一般従業員を分けて集合研修を おこなうと良いでしょう。「あかるい職場応援団」でダウンロードできる「管理職向け研修資料」「従業員向け研修資料」を利用すれば人事部の社員など が講師となって実施することもできま す（図表3参照）。
集合研修の時間が取れない場合は，「自習用テキスト」をダウンロードし て配布するとよいでしょう。

## （5）周知する

パワハラ防止に向けて，組織の方針 やルール，相談窓口その他の取り組み について周知することが必要です。

ポスターであれば，同じものをずっ

と掲示し続けるのではなく，年に1回作り替えると周知効果が高まります。

このほか，トップや役員が半年に1回程度，定期的にメッセージを発信す る，人事部が取組内容の説明会を実施 するといった方法も効果的です。
従業員の意識を高め，相談窓口の存在や取り組みを知ってもらうために，名刺大の携帯用カードを社員に配布し ている例もあります。

## ⑥相談窓口の設置

パワハラは時間の経過にともない被害が深刻化するため，初期の段階で迅速に対応することが大切です。そのた めに，安心して相談してもらえる窓口 を設置する必要があります。

しかし，相談対応を間違えると事態 を悪化させてしまうこともあります。右は相談対応のうまくいった例とうま くいかなかった例です。
的確な相談対応にはある程度のスキ ルが必要です。研修などで相談員のス キルアップを図りましょう。メンタル ヘルス専門家や弁護士など社外に相談窓口を設置する方法もあります。

## （7）再発防止

パワハラの行為者を処分して終わり ではありません。職場環境は良くなっ

たか，行為者が同様の問題を起こして いないか，新たな行為者が発生してい ないかなど再発防止に努める必要があ ります。
実際に社内で起きたパワハラ事案を研修や管理職への注意喚起に活用した り，取り組み内容の検証•見直しも定期的におこなっていく必要があるで しょう。

## 

「上司がたびたび暴言をはいたり，私的 なことに過度に立ち入る」という相談を受けたハラスメント防止委員会が，「今後，同じ職場では一緒に働けない」という相談者の意向を尊重し，人事部門と協議し ました。
その結果，精神的にダメージを受けて いる相談者を一時休職させるとともに，行為者の懲戒処分をおこない，本人の了解のもと相談者の配置転換をしました。 その後，相談者は新しい職場に復職し，元気に働き続けています。

## 相談対応がうまくいかなかった例

「上司に無視され，仕事を妨害され る」という相談に対し，相談担当者が相談者の了解を得ずに行為者や第三者にヒ アリングをおこなってしまいました。第三者からこの事実を知った相談者は大変 ショックを受け，その後，相談担当者に信頼をおけなくなり，自分の気持ちをき ちんと伝えられなくなってしまいました。

このケースでは，相談担当者が信頼を得られなくなったために，結果として問題がこじれてしまいました。

図表2：アンケートの項目例


図表3：管理職向け研修資料の一部

## 4－5．瞕場のパワーハラスメントについて考える

以下の事例を読んで，考えて下さい。」どの部分がパワーハラスメントになる可能性があるか $\sqrt{ }$ なぜ，この上司はそのような対応をするのか

上 司：おい！多々良！早く来い！納期の件で佐藤商事の部長よりクレームだ！！多々良：本当ですか？
上 司：俺は，何も聞いてないぞ！納期はどういう話になっていたんだ！納期は基本の「き」だろ！部長はペナルティを要求しているぞ！
多々良：先方の担当者には確認を取って，了解いただいて…
上 司：じゃあ，なんでクレームが来るんだ！！子供みたいな言い訳するんじゃない！ なんで納期がズレると分かった時点で報告•相談しなかった！うちの信頼を損なうような大問題になったらどうするつもりだ！怠慢だぞ！この給料泥棒！ お前に任せた仕事だと言っても，自分だけで判断して進めるのは100年早 い！半人前のくせにして思い上がって自分を過信するな！まずは，先方に謝罪に行つてきちんとお詫びして来い！最初から言い訳なんかするんじゃないぞ，早く行け！

## ストレスチェック実施マニュアル，個人情報の取り扱いは？

労衝安全衛生法が改正され，今年 12月より右のとおりストレスチェッ ク制度の実施が会社に義務付けられま す（50 人未満の事業所を除く）。
厚生労働省は今年4月に関連する省令，告示，指針を公表，5月7日には各事業所でストレスチェック制度を適切に導入していくためのマニュアルと Q\＆Aを公表しました。内容は大変詳細 で，ここで全体を説明することはでき ないため，一部だけご紹介しましょう。

## メンタル不調者の洗い出し？

この制度は労働者のメンタルヘルス不調を予防し，職場の環境改善をはか ることを目的とした制度ですが，労働者側からは，メンタル不調者を洗い出 し，降格や退職に追い込むために利用 されるのではないかと懸念する声もあ がっています。

こうした懸念に対し，今回のマニュ アルや Q\＆A では，個人情報（労働者 の健康情報）の取り扱いについて次の ように説明しています。

## 人事権のある人は検査結果を扱ってはいけない

ストレスチェックは，計画やスケ ジュールなどの事前準備から始まり，医師など「実施者」によって実際にス トレスチェックが実施された後，結果 を本人に通知して面接指導を受けるよ う促したり，職場ごとにストレスの程度を分析したりするという流れになり ます。

医師など「実施者」の補助として，調査票の回収や結果のデータ入力など の事務を社内の人間がおこなうことが あります。この場合，本人の同意が無

ければ会社に提供 してはいけないス トレスチェックの結果を，社内の人

間が見てしまうことになります。この点について，マニュアルでは下図のよ うに実施体制の説明をしています。

つまり，人事部長など人事権をもつ人は，労働者個人の検査結果を扱う「実施の事務」をおこなうことはできず， ストレスチェック制度全体の計画など，個人情報を扱うことのない事前準備等 にのみ携わることができるのです。

## 会社に結果を提供する場合の同意の取り方

ストレスチェックの結果は，医師等

## ストレスチェック制度として会社に義務付けられること

ロ常時使用する労働者に対して，年に1回のストレスチェッ クを実施
－高ストレスと評価された労働者から申出があったときは医師による面接指導をおこなう
－面接指導の結果にもとづき，必要があれば就業上の措置 を講じる

から直接本人に通知され，本人の同意 なく会社に提供することは禁止されて います。会社への提供について同意を得る場合は，本人に結果を知らせた後 でなければなりません。つまり，実施前や実施時に同意を取得しておくこと は許されません。

また，高ストレスと評価され，面接指導の申出をしてきた労働者について は，その申出をもって結果を会社に提供することに同意したとみなして差し支えないことなどが示されています。


## 労働者の健康情報を取り扱う事務をいい，例えば，以下の事務が含まれます。

①労働者が記入した調査票の回収＊，内容の確認，データ入力，評価点数の算出等のストレス チェック結果を出力するまでの労働者の健康情報を取り扱う事務。
②ストレスチェック結果の封入など，ストレスチェック結果を出力した後，労働者に結果を通知するまでの労働者の健康情報を取り扱う事務。
③ストレスチェック結果の労働者への通知＊の事務。
④面接指導を受ける必要があると実施者が認めた者に対する面接指導の申出勧奨。
⑤ストレスチェック結果の集団ごとの集計に係る労働者の健康情報を取り扱う事務。
※封筒に封入されている等，内容を把握できない状態になっているものを回収，または通知する事務を除く。

## topics

## パート・アルバイト時給調査三大都市圏で 22 カ月連続の前年同月比プラス

株式会社リクルートジョブズは，今年4月度の「アルバイト・パー ト募集時平均時給調査」の結果を公

■ 三大都市圏 職種別 平均時給（円）

| 大分類 | 小分類 | 平均時給 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 販売• } \\ & \text { サービス } \end{aligned}$ | レジ | 915 | 18 |
|  | 販売 | 938 | 11 |
|  | アパレル販売 | 927 | 14 |
|  | 化粧品販売 | 1，087 | $\triangle 33$ |
|  | コンビニスタッフ | 886 | 6 |
|  | カラオケボックススタッフ | 940 | 33 |
|  | CD・ビデオレンタルスタッフ | 846 | 6 |
|  | ホールスタッフ（パチンコ・遊技場） | 1，173 | $\triangle 9$ |
|  | レジャー施設業務全般 | 945 | 26 |
|  | ホテルフロント | 954 | 31 |
|  | ホテルスタッフ | 931 | 10 |
|  | 宿泊施設関連（旅館•民宿） | 908 | －3 |
|  | 㝴婚葬祭スタッフ | 992 | 9 |
|  | イベントスタッフ（設営•運営等） | 1，077 | 21 |
|  | チラシ・パンフレット配布 | 942 | 16 |
|  | キャンペーンスタッフ | 1，131 | $\triangle 97$ |
| フード | ホールスタッフ（飲食店） | 951 | 13 |
|  | 料理店・レストラン・他 | 950 | 14 |
|  | 居酒屋・バー | 956 | 8 |
|  | 調理・コック・板前（見習含む） | 928 | 13 |
|  | 料理店・レストラン・他 | 925 | 12 |
|  | 居酒屋・バー | 945 | 15 |
|  | ファストフード | 919 | 12 |
|  | パン職人・パティシエ | 893 | 8 |
|  | 洗い場・パントリー | 918 | 13 |
| 製造•物 <br> 流•清掃 | 食品製造•販売 | 911 | 11 |
|  | 組立工 | 974 | 27 |
|  | 製造•生産（重工業除く） | 982 | 37 |
|  | メカニック（修理•整備士） | 935 | 33 |
|  | 品質管理•検査 | 968 | 31 |

## 表しました。

三大都市圏（首都圏•東海•関西）の平均時給 は961円で，前年同月 より14円増となりまし た。職種別では左のとお りほとんどの職種で前年同月比プラスとなってい ます。

エリア別では，首都圏 の平均時給が 998 円（前年同月比 +14 円），東海は 905 円（＋ 10 円），関西は924円（＋16円） となりました。

## 備えよう！ <br> 

## 会社は何をしなければならない？

マイナンバーは重要な個人情報とな るため，取得，利用，保管等にルール が設けられ，漏えい等を防止するため の厳重な安全管理措置が求められてい ます。

また，抑止力として「4年以下の懲役または 200 万円以下の罰金」など非常に重い罰則が設けられています。

## 何を準備すればいい？

まずは今年10月以降に社員それぞ れにマイナンバーの通知が始まりま す。会社は来年1月より雇用保険の書類や源泉徴収票などにマイナンバー を記載（社会保険は平成 29 年 1 月か らになります）するため，社員からマ


イナンバーを収集しなければな りません。
10月まであまり時間がありません。会社は，マイナンバーの利用が始まる までに右のような準備を整えておく必要があるのです。また，マイナンバー の取り扱い方法などについて社員教育 もおこなっておくべきでしょう。
（1）マイナンバーのルールを確認し，安全管理措置を検討
（2）就業規則，取扱規程，委託契約書等を整備（利用目的，取り扱いルー ル，責任などの明示）
③設備・システムの新規導入または既存の設備・システムの改修（鍵付きキャビネットの設置，セキュ リティソフトの導入など）

# 育児休業給付の申請，期限に遅れたらもう支給されない？ 

雇用保険の育児休業給付を 2 カ月ごとに請求していますが，今回，うつかり手続きをするのを忘れ，申請期限を過ぎてしまいま した。もう，支給はされないので しょうか？

Aこれまで，育児休業給付は申請期限までに手続きしなかった場合，受給できませんでした。

しかし，今年 4 月より省令が改正さ れ，育児休業給付を含む一部の雇用保険の給付について，2 年の時効までの間であれば申請期限を過ぎても支給さ れるようになりました。

## 育児休業給付の申請輣限は

育児休業給付は，育児休業の開始日 から 1 カ月ごとに区切り， 2 カ月を 1回の申請期間として，その期間の初日 から 4 カ月後の日を含む月の末日が申請期限になります。少しわかりづらい のですが，図で表すと右下のようにな ります。
1 歳になるまで育児休業を取る場合， 2 カ月ごとにこの申請を $5 \sim 6$ 回繰り返すことになります。

## 時効まで申請可能へ

毎回，休業中の社員に書類を送って押印してもらう必要があるため，油断 していると返送が遅れて提出期限を過 ぎてしまうこともあるでしょう。

しかし，提出期限を1日でも過ぎ てしまうと，育児休業給付は支給され ないというルールになっていたため＊，

うっかりミスにより育児休業給付がも らえなくなる人もいました。
※天災などのやむを得ない事由がある場合を除きます。

このルールが今年4月1日から改正 され，申請期限を過ぎても，2年の時効が成立するまでに申請すれば支給さ れることになりました。

育児休業給付を含めて，この新ルー ルの対象になっているのは次のとおり です。

就業手当，再就職手当，就業促進定着手当，常用就職支度手当，移転費，広域求職活動費，一般教育訓練に係る教育訓練給付金，専門実践教育訓練に係 る教育訓練給付金，教育訓練支援給付金，高年齢雇用継続基本給付金，高年齢再就職給付金，育児休業給付金，介護休業給付金

## 過去に申請期限を過ぎて もらえなかった分はどうなる？

改正前までに申請期限を過ぎてし まったために，支給されなかったもの についても，2年の時効が過ぎていな ければ，再度申請することで支給され ることになりました。

## 時効となる日は

時効となる日は，申請期限の日から 2 年が経過する日です。ただし，申請

期限がハローワークの休業日（土曜，日曜，国民の祝日）のときは，その翌日になります。
郵送により申請するときは消印の日 が申請日となり，電子申請ではシステ ムに記録された日を見ます。

## とはいえ，申請期限は守りましょう

2 年の時効までに申請すればよいと なれば，申請期日を守る必要はない のでしょうか？

ハローワークでは，やはり申請期限 を順守するよう広報をしています。そ れは，給付金の支給が遅れたり，他の給付金が返還を求められたりすること があるためです。

また，ご質問の育児休業給付であれ ば，保育園に入所できず 1 歳 6 カ月ま で休業を延長するときなどに市区町村の証明を添付して受給手続きをし ます。時間が経ってからではこのよ うな証明の入手が難しくなったりト ラブルの原因にもなるため，これか らも申請期限はきちんと守り，2年の時効期間は万一申請期限に間に合わ なかったとき の保障期間と考えるべき でしょう。


## 助成金を キャリアアップ助成金が活用しましょう 拡充されました

「キャリアアップ助成金」は，非正規労衝者について正規雇用への転換，人材育成，処遇改善などに取り組んだ事業主 に支給される助成金です。今年4月より支給額などの拡充がおこなわれました。変更された制度の概要をご紹介します。 なお，一部に平成 28 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられています。

## 正規雇用等転換コース

有期契約，無期契約の労働者を次のように転換した場合に助成されます。派遣労働者を直接雇用した場合の加算額が増額されました。

## 支給䝷

| （1） 有期 $\rightarrow$ 正規 | 1 人あたり 50 万円（40 万円） |
| :--- | :--- |
| （2）有期 $\rightarrow$ 無期 | 1 人あたり 20 万円（ 15 万円） |
| （3）無期 $\rightarrow$ 正規 | 1 人あたり 30 万円（ 25 万円） |



20 万円 UP
派遣労働者を派遣先で

| 派遣労働者を派遣先で <br> 正規労働者として直接雇用した場合 | 1 人あたり 30 万円 $(30$ 万円）加算 |
| :--- | :--- |
| 母子家庭の母母等を | （1） 1 人あたり 10 万円 $(10$ 万円）加算 <br> （2） 1 人あたり 1 人転換等した場合 |

※（ ）内は大企業の額（以下同じ）
※有期＝有期契約の労働者，無期＝無期契約の労働者のうち正規•限定正社員•短時間正社員以外の者，正規＝通常の労働時間や処遇の無期契約の労働者であって派遣労働者などを除く一定の者
※（1）～③合わせて1年度1事業所あたり15人まで（②）を実施する場合は10人まで）。

## 多様な正社員コース

勤務地限定正社員または職務限定正社員制度を新たに規定し適用した場合などに助成されます。名称が変更され，対象に勤務地限定正社員制度等を導入し適用した場合などが加わりました。

| 支給頝 対 | 対象拡大 |
| :---: | :---: |
| （1）勤務地限定正社員等の制度を新設し適用 | 1 事業所あたり 40 万円（30 万円） |
| （2）有期契約労働者等を勤務地限定正社員等に転換等 | 1 人あたり 30 万円（25 万円） |
| （3）短時間正社員の雇入れ等 | 1 人あたり 20 万円（15 万円） |

加算額

| 派遣労働者を派遣先で勤務地限定正 | （1） |
| :---: | :---: |
| 社員，職務限定正社員または短時間正社員として直接雇用した場合 | 15 万円（15 万円）加算 |
| 母子家庭の母等を転換等した場合 | 1人あたり <br> 10 万円（10万円）加算 |

※（1）は 1 事業所あたり1回のみ，（2）（3）は「週所定労働時間延長コース」と合わせて 1 年度 1 事業所あたり 10 人まで。

## 処過改善コース

有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を $2 \%$ 以上増額改定し，昇給させた場合に助成されます。

| 支給額 | 支給頝UP | 加算䫛 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1）すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増頟改定した場合 | 1人あたり 3 万円（ 2 万円） | 職務評価の活用により処遇改善を実施した場合 | 1事業所あたり <br> 20 万円（ 15 万円）加算 |
| （2）一部の賃金テーブル等を増額改定した場合 | 1 人あたり 1.5 万円（1 万円） | ※ 1 年度 1 事業所 100 人まで |  |

## 人材育成コース

有期契約労働者等に次の訓練を実施した場合に助成されます。「育児休業中訓練」を実施した場合の助成が追加されました。

## 対象となる訓練

（1）一般職業訓練（Off－JT）
（2）有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用 した Off－JT と OJT を組み合わせた 3 ～6 力月の職業訓練）
（3）中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣 が専門的•実践的な教育訓練として指定し た講座）（Off－JT）
（4）育児休業中訓練（Off－JT）
新 設

## Off－JT 分の支給額

賃金助成…1人1時間あたり800円（500円）
経費助成…1人あたりOff－JTの訓練時間数に応じた表の額
※育児休業中訓練は経費助成のみ

## OJT 分の支給熲

|  | （1）（2）（4） | （3） |
| :---: | :---: | :---: |
| 100 時間未満 | 10 万円（ 7 万円） | 15 万円（10 万円） |
| 100 時間以上 200 時間未満 | 20 万円（15 万円） | 30 万円（20 万円） |
| 200 時間以上 | 30 万円（20 万円） | 50 万円（30 万円） |

実施助成…1人1時間あたり800円（700円）
※ 1 年度 1 事業所あたりの支給限度額は 500 万円

## 正腙知多力

（ ）労䑌 フレックスタイム制でよくある誤解

フレックスタイム制は，各日の出退勤時刻を労働者にゆだねる制度です。

通勤ラッシュを避けることができた り，育児や介護と仕事を両立しやすく なる，自主性が尊重され魅力的な職場 となるなど，うまく活用すれば大変便利な制度です。

しかし，制度を誤解して間違った運用をしているケースもあります。いく つかご紹介しましょう。

## 出勤時刻は自由だが 8 時間は勤務しなければならない

これはフレックスタイム制と時差出勤を混同しているものと思われます。 フレックスタイム制では1 カ月の総労働時間を決めておくだけで1日に何時間勤務するかは労働者の自由です。5時間で帰る日があっても，他の日にた くさん働き，結果として 1 カ月のトー タルで決められた時間衝いていれば賃金をカットされることはありません。

## 労綝ひとこと

妊娠•出産を理由に職場で不利益 な取り扱いを受けるマタニティーハラ スメント（マタハラ）につ いて，厚生労働省が 5 月，悪質な企業の企業名公表 など指導を徹底する方針 を決めました。

これまでは，女性が「産休を取り たいと言ったら雇い止めされた」と労働局に相談しても，会社が「それ は能力不足が原因だ」と反論すれば それ以上踏み达めませんでした。昨

ただし，「コアタイム」を定めること はできます。たとえば 10 時から 15 時 をコアタイムと定めたのならその時間帯は必ず勤務しなければなりません。

ちなみにコアタイムが長すぎるもの は，実質的に労働者が出退勤時刻を自由に決めることができないのでフレッ クスタイム制とは認められません。

## 朝礼をするから <br> 始業時刻だけ固定している

出退勤時刻を労働者にゆだねる制度 なので，出勤時刻は固定で退勤時刻だ け自由にするということはできませ ん。朝礼やミーティングをしたい場合 はコアタイム内に設定しましょう。

## 翌日の出勤時刻を申告させ遅れたら遅刻控除する

誰が何時ごろ来るのかだいたい把握 しておきたいという趣旨であれば翌日 の出勤時刻を申告させること自体は問

題ありませんが，その時刻に遅れたか らといってペナルティを科すのは問題 でしょう。

ただし，コアタイムに遅れた場合に ついては，「減給の制裁」として賃金控除をおこなうことは可能です。この場合，就業規則の定めが必要です。

## 遅く出勤してきたから深夜残業代は支払わない

フレックスタイム制でも 22 時～翌 5 時の間に勤務した場合は深夜割増が必要です。たとえその日の夕方に出勤 してきたとしてもです。
遅く出勤してきた人に深夜残業代を支払うのは納得いかないという場合 は，フレキシブルタイム（労働できる時間帯）を7時から22時など深夜に かからない時間帯に設定し ておくとよい でしょう。


年度全国の労働局に寄せられたマタ ハラ関連の相談は 3，591 件であるの に対し，是正指導は毎年度 $20 \sim 30$件ほどにとどまっています。

## マタハラの是正指導強化，企業名公表を徹底

この改正により，たとえば産休を取 りたいと言ってから1年以内に雇い止めされたのであれば，ただちに違法と判断し，是正指導や勧告ができ るようになったのです。

そして今回さらに厚生労働省は，マタハラの事案 について厳格に是正指導 すること，是正指導や勧

しかし，今年1月に厚生労働省が通達を改正。原則として妊娠•出産等から1年以内に女性が不利益な取 り扱いを受けた場合は違法と判断す ることを示しました。

告に従わない悪質な企業については企業名公表など指導を徹底すること を全国の労衝局に指示しています。

女性労働者も被害を訴充出やすく なり，今後トラブルが増加しそうです。

